

平成 15 年 11 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社メガネトップ
代表者名 代表取締役社長 富澤昌三
(コード番号 7541 東証第一部)
問合せ先 取締役管理本部長 前島淳一
(TEL. 054 - 275 - 5000)

株主優待制度の変更に関するお知らせ

平成 15 年 11 月 27 日開催の当社第 24 期定時株主総会において決算期の変更を決議したことに伴い、株主優待制度の内容に変更はございませんが、優待割引券の発行時期に関し下記のとおり変更することといたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株主優待の方法 毎年 3 月 31 日現在及び 9 月 30 日現在の株主に対し、優待割引券を以下の基準で発行する。
- ・ 贈呈基準 所有株式 100 株以上の株主に対し、一律、メガネ一式(レンズ+フレーム) 50%引きの優待割引券 2 枚を贈呈する。
 - ・ 利用方法 当社店舗でのメガネ購入に際し、当該優待割引券を提出した場合に 50%を割り引く。
 - ・ 取扱店舗 メガネトップ及びアルクの看板の店。
 - ・ 有効期間 3 月 31 日現在の株主に対しては、6 月下旬に発送、有効期限は翌年 6 月 30 日まで、9 月 30 日現在の株主に対しては、12 月下旬に発送、有効期限は翌年 12 月 31 日までとする。
2. 実施開始時期 平成 16 年 3 月 31 日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載または記録された株主より実施する。
なお、今回の変更により次の優待割引券発行は、平成 16 年 2 月 29 日現在の株主に対してではなく、決算期末である平成 16 年 3 月 31 日現在の株主に対して行われます。

【ご参考】

(線部分が変更箇所)

変 更 前	変 更 後
株主優待の方法 毎年 <u>8</u> 月 31 日現在及び <u>2</u> 月末日現在の株主に対し、優待割引券を以下の基準で発行する。 ・ 有効期間 <u>8</u> 月 31 日現在の株主に対しては、 <u>11</u> 月下旬に発送、有効期限は翌年 <u>11</u> 月 30 日まで、 <u>2</u> 月末日現在の株主に対しては、 <u>5</u> 月下旬に発送、有効期限は翌年 <u>5</u> 月 31 日までとする。	株主優待の方法 毎年 <u>3</u> 月 31 日現在及び <u>9</u> 月 <u>30</u> 日現在の株主に対し、優待割引券を以下の基準で発行する。 ・ 有効期間 <u>3</u> 月 31 日現在の株主に対しては、 <u>6</u> 月下旬に発送、有効期限は翌年 <u>6</u> 月 30 日まで、 <u>9</u> 月 <u>30</u> 日現在の株主に対しては、 <u>12</u> 月下旬に発送、有効期限は翌年 <u>12</u> 月 31 日までとする。

以 上